

平成 26 年 7 月 31 日

金融庁監督局証券課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する
意見等の提出について

平成 26 年 7 月 4 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別
紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い
申し上げます。

以 上

○金融庁「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対する全銀協意見等

	該当箇所(条文)	意見・確認事項	理由等
1	(別紙2) IV-3-1-2 (4)①イ.	「勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額(販売時点で確定できない場合は概算額)」については 「勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率又は購入代金に応じた販売手数料の金額(販売時点で確定できない場合は概算額)」として頂きたい。	投資信託の手数料の金額は、基準価額が購入申込受付後に決定することから、申込時点では確定しない。また、手数料の徴収方法としては内枠方式と外枠方式があり、方式により計算される手数料額が異なることや、購入代金に応じた手数料率が設定されている商品があり、手数料金額を示すことはなじまない。また購入代金は必ずしも勧誘時に決まるものばかりではなく、後日商品申込み時に顧客より意思表示がなされることも多い。このような場合、勧誘時にその金額を示すことは困難である。 仮に概算額を示した場合、顧客は一度確認した手数料金額を前提に以後の投資判断を行うこととなる。購入代金が当初想定していた金額から変更となった場合には、(手数料金額も当初示した概算額と異なり)結果的に顧客が誤った情報をもとに投資判断を行うことになりかねない。このような概算額での一律の情報提供は、必ずしも顧客にとって適切な情報提供とはならないため。
2	(別紙2) IV-3-1-2 (4)①ロ.	「販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年あたりの負担率が逡減していくこと」の説明であるが、例えば、販売手数料や信託報酬、信託財産留保額等のコストを具体的な数字で例示し、合計コストが保有期間でどのように変化するかを示すことで充足すると考えてよいか。	明確化のため。
3	(別紙2) IV-3-1-2 (5)	「投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解した上で取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある」という本文趣旨は、すでに、その様な説明体制が整っていると業者が判断する場合においては、本改正を受けた新たな対応を必ずしも行う必要はないという理解でよいか。	業者における対応の明確化のため。
4	(別紙2) 本改正の適用時期	実施時期について「本パブリックコメント終了後、速やかに適用する」とあるが、業者における社内体制の整備に係る所要期間を勘案し、施行時期については一定の配慮をお願い致したい。	本改正の対応には、社内体制の準備に相応の時間を要する事項(例えば、IV-3-1-2 (4)①ロ. の販売手数料に係る説明においては、新規の資料作成などが想定される)が含まれており、一定の準備期間が必要と考えるため。